

改正フロン排出抑制法に基づく関係法令の改正案について

令和元年 6 月
環 境 省
経 済 産 業 省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 25 号）が令和元年 6 月 5 日に公布され、一部の規定を除き公布の日から 1 年以内（令和 2 年 4 月 1 日を予定）に施行されるところ、同法による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下、改正のあった規定について「改正法」、改正のなかった規定について「法」という。）に基づき、又、「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」（平成 31 年 2 月産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会）を踏まえ、関係法令について改正を行う必要がある。

1. 管理者の判断基準【法第 16 条関係】

「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」において、点検記録簿（点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿）の保管期間を機器廃棄後一定期間まで延長する必要があるとされたところ。

これを踏まえ、点検記録簿について、保存期間及び記録事項を追加する。

※第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）の改正。

(1) 保存期間

廃棄等に係るフロン類の引渡しを行った日から 3 年を経過するまで

※廃棄等を行うまでの間も当然に含むもの。廃棄等の際のフロン類の引渡しに係る行程管理票の保存期間と同一とする。以下、他の書面についても同じ。

(2) 記録事項

- 第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品の廃棄等に係るフロン類の引取りを行った年月日（当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行った場合には、当該確認を行った年月日）
- 当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行った第一種フロン類充填回収業者の氏名（当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行った場合には、当該確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名）

【参考】フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」（平成 31 年 2 月産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会）（抄）

1) ユーザーによる機器廃棄時の取組

【都道府県による指導監督の実効性向上】

以下の制度的措置を講ずることが必要である。

- ① ユーザーが廃棄した機器の有無を、都道府県による事後の立入検査でも把握可能とするため、現行法に基づき使用中の機器について作成・保管することとされている点検記録簿について、機器廃棄の情報を付記した上で、機器廃棄後も一定期間保管することとする必要がある。

【参考】第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）（抄）

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等をするまで、保存すること。

- (1) 管理第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名を含む。）
- (2) 管理第一種特定製品の所在及び当該管理第一種特定製品を特定するための情報
- (3) 管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 1 条第 3 項に規定するフロン類の種類をいう。以下同じ。）及び量
- (4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）
- (5) 第二に基づく管理第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該修理を行った者の氏名を含む。）並びに当該修理の内容及びその結果
- (6) 漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
- (7) 管理第一種特定製品の整備が行われる場合において管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該充填を行った者の氏名を含む。）並びに充填したフロン類の種類及び量
- (8) 管理第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該回収を行った者の氏名を含む。）並びに回収したフロン類の種類及び量

2～5 （略）

2. 第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認【改正法第 41 条 関係】

改正法において、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合には、当該第一種特定製品の廃棄等に際してのフロン類の引渡し義務の例外となったところ、確認方法について定める。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号) の改正。

(1) 確認作業の基準

フロン類の回収に関する基準(規則第 40 条)に従い、基準圧力以下まで吸引してもフロン類が回収されないこと。

【参考】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号)(抄)

(第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第四十条 法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。
- 二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第一(第四十条関係)

フロン類の圧力区分	圧力
低压ガス(常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル未満のもの)	〇・〇三メガパスカル
高压ガス(常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充填量が二キログラム未満のもの)	〇・一メガパスカル
高压ガス(常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充填量が二キログラム以上のもの)	〇・〇九メガパスカル
高压ガス(常用の温度での圧力が二メガパスカル以上のもの)	〇・一メガパスカル

(2) 確認証明書の交付等

○確認を行った第一種フロン類充填回収業者は、以下の事項を記載した確認したこと証する書面(以下「確認証明書」という。)を交付し、その写しを 3 年間保存すること。

- ・ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・ 確認を行った第一種特定製品の種類及び数
- ・ 確認前の第一種特定製品の所在
- ・ 確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・ 確認証明書の交付年月日
- ・ 確認を行った日

○確認を受けた第一種特定製品廃棄等実施者は、確認証明書の交付を受けた日から3年間保存すること。

【参考】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）（抄）

（第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項）

第四十一条 法第四十五条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
- 三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
- 四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 引取証明書の交付年月日
- 六 フロン類の引取りを終了した年月日
- 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量

（3）その他留意事項

①回収依頼書又は委託確認書の交付又は回付を受けて回収作業を行ったものの回収量がゼロであった場合の取扱いについて

行程管理票（回収依頼書、委託確認書及び引取証明書の総称）を契約単位で交付等することを前提にしていること、回収依頼書又は委託確認書に記載される台数と引取証明書に記載される台数が当然に一致することを前提にしていることを踏まえれば、一の契約に含まれる複数台の第一種特定製品のうち、その一部について回収量がゼロであったことをもって、引取証明書と確認証明書の2種類の書面を交付することは、徒に事務負担を増加させるだけであって、必要ない。

回収依頼書又は委託確認書の交付を受けて回収作業を行ったものの一部について回収量がゼロであった場合には、充填回収業者においては従来通り回収した全体の台数及び回収量を引取証明書に記載することで差し支えない。

なお、回収量がゼロであったものが明確な場合には、回収量がゼロであった台数及びその要因等を可能な限り引取証明書に付記することが望ましい。

②確認作業を行ったところフロン類が回収された場合の取扱いについて

フロン類の引渡しを行うか、フロン類が充填されていないことの確認の委託を行うかは、専門的知見を有しない廃棄等実施者の主観的な判断により選択できてしまうところ、確認作業を行った結果フロン類が回収されることも想定される。

この場合には、当初確認の委託をした時点においては、フロン類は回収されないことを前提としており、フロン類が回収された場合において、当該回収されたフロン類の運搬及び再生業者又は破壊業者への引渡しまでを当初契約に含んでいるとは考えにくい。このため、廃棄等実施者は改めて回収依頼書を交付し、回収を行った充填回収業者は引取証明書を交付する必要がある。

ただし、確認の委託をした時点において、フロン類が回収された場合についての定めがされ、回収依頼書として必要な事項が記載されている書面が交付されている場合には、単に充填回収業者が引取証明書を交付することで足りる。

3. 特定解体工事元請業者が確認及び説明した書面の保存【改正法第 42 条関係】

改正法において、特定解体工事元請業者が交付する第一種特定製品の設置の有無に関する説明書面について、発注者及び元請業者双方が書面又はその写しを保存することとなったところ、保存期間について定める。

※特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）の改正。

(1) 保存期間

書面を交付した日から 3 年

(2) その他留意事項

①第一種特定製品の設置の有無の考え方について

従来の運用において、発注者から既に引取証明書が提示され、建築物等に設置されている第一種特定製品に充填されているフロン類が回収済みであることが明らかである場合には、設置の有無の確認を省略できるという観点から、当該建築物等自体が「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」に該当するとの解釈がなされてきた。

他方で、引取証明書が提示された場合であっても、引取証明書に記載されている情報と実際に設置されている機器の突合等の最低限の確認は必要であること、第一種特定製品の引取り等に際しての引取証明書の写しの交付等の義務が追加され、建設廃棄物としての第一種特定製品の排出事業者責任を有する特定解体工事元請業者にフロン類が回収済みのものも含めて第一種特定製品を把握することが必要となること、フロン類が回収された機器を「第一種特定製品ではない」と解することには法解釈上適切とは言えないこと等を踏まえ、既にフロン類が回収されたものも含めて、「第一種特定製品が設置されている」ものとして運用することが適当であると考えられる。

* 第一種特定製品の定義にある「冷媒としてフロン類が充填されているもの」とは、冷媒としてフロン類以外のものが充填されるものと区別する趣旨であって、現在進行形でフロン類が充填されているものに限定して、同型の製品でフロン類の充填前又は回収後のものを除く趣旨ではない。例えば、製造等について、工場出荷時点でフロン類が充填されていないものについても第一種特定製品としての表示を行い、またその場合における製造業者等もフロン類を充填した充填回収業者ではなく、製品を製造したメーカー等であると解されている。さらに、改正法第 45 条の 2 において、フロン類が回収されたものについても第一種特定製品としてその引取り等についての規制を設けており、「フロン類が回収されたものも第一種特定製品」であることを明確にしている。

【参考】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）充填回収業者等に関する運用の手引き（初版（平成 27 年 3 月）環境省 経済産業省）（抄）

第 5 章 その他の事項

2. 特定解体工事元請業者の確認及び説明

「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象の建物が「東屋」のような場合や、発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを明示された場合等が挙げられる。

②特定解体工事発注者の協力について

特定解体工事発注者の協力の内容については、例えば、確認のために建築物等に立ち入って調査することの許可や図面の提供等が挙げられるほか、管理者に点検記録簿の保存等が義務づけられていることを踏まえれば、当該建築物等に設置されている第一種特定製品に関する点検記録簿を提示することが当然に期待されるものと考えられる。

なお、何人であってもフロン類をみだりに大気中に放出することが禁止されていること、特に建築物等の構造・設備について知見を有する解体工事業者が、発注者から点検記録簿が提供されなかったことをもってその責任を免れるものではないことに留意が必要である。

4. 第一種特定製品の引取り等に際しての引取証明書の写しの交付等【改正法第45条の2第1項、第2項及び第3項関係】

改正法において、第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の廃棄等に際して、当該第一種特定製品の引取り等を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に引取証明書の写しを交付するとともに、第一種特定製品引取等実施者は、引取り等に係る第一種特定製品の処分の再委託等を行う場合には引取証明書の写しを回付し、再委託等を受けた者を含め引取証明書の写しを保存しなければならないこととなったところ、引取証明書の写しの交付方法、引取証明書の写しの交付を要しない場合、引取証明書の写しの回付方法、引取証明書の写しの保存期間について定める。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）の改正。

（1）交付方法

交付方法については、以下のとおりとする。

- 引取り等を行う引取等実施者が二以上である場合にあっては、引取等実施者ごとに交付すること。
- 第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すまでに交付すること。
- 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品が設置されている建築物等の解体その他第一種特定製品の引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して交付することができること。

交付の手段については、自ら直接書面を交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により送付すること等いずれの方式であっても許容される。また、引取証明書に記載された第一種特定製品の引取等実施者が複数となる場合には、必要部数写しを作成し、それぞれに交付することが必要である。その際には、引取証明書記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

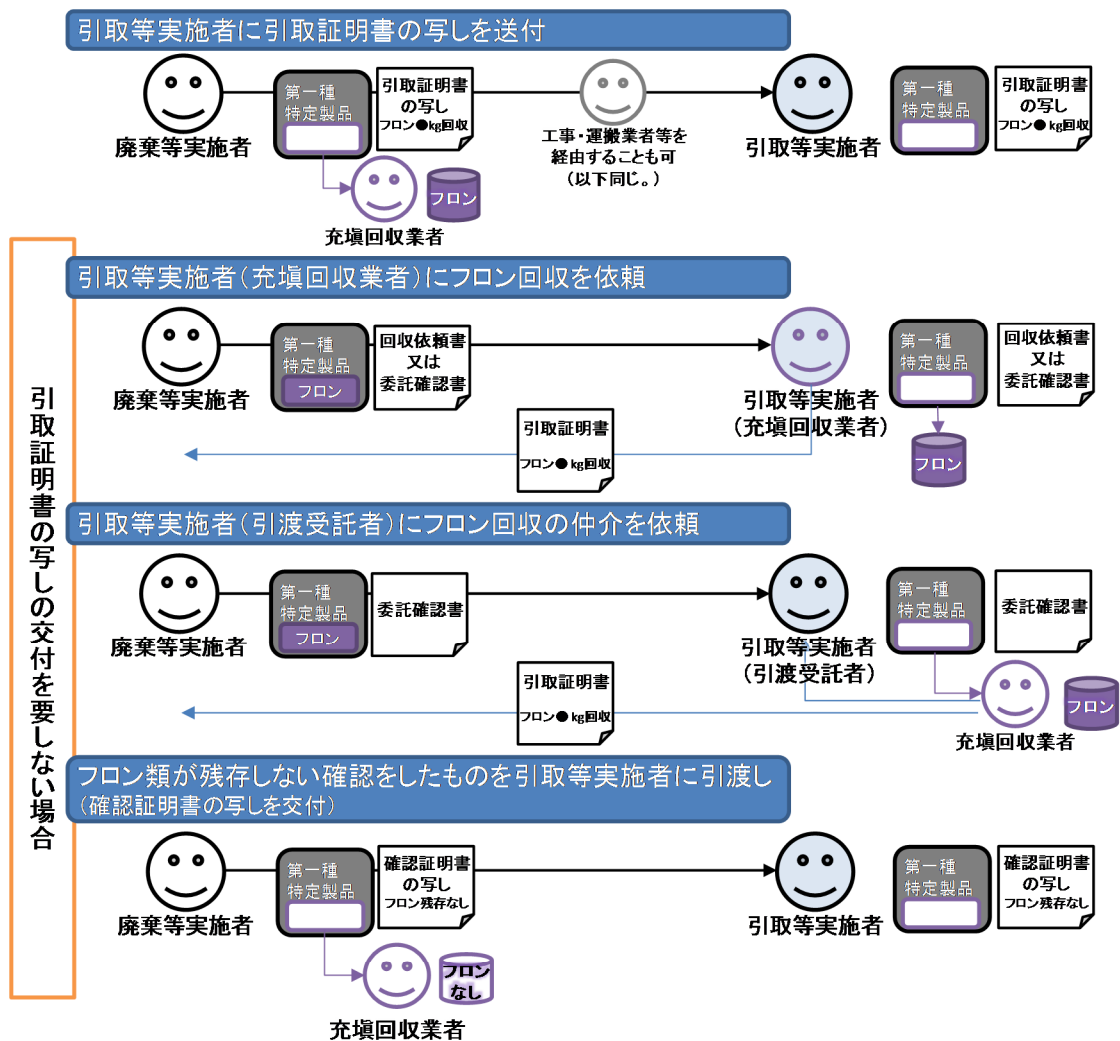
なお、第一種特定製品の引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合としては、当該第一種特定製品の運搬を委託する場合や第一種特定製品を建設廃棄物として処理することを前提に当該第一種特定製品が設置されている建築物等の解体工事を発注する場合が考えられる。このような場合には、運搬を行う者や解体工事を行う者を經由して交付することが実務上効率的であって、実態にも即しているものと考えられる。

特に、解体工事等の建設工事においては、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任は廃棄等実施者（工事の発注者）ではなく特定解体工事元請業者（建設工

事(元請業者)にあるため、廃棄等実施者が引取等実施者を覚知することが法的には担保されていない。このため、第一種特定製品が建築物等の解体工事等に伴い廃棄等される場合には、当該解体工事等の元請業者を経由して引取証明書の写しを交付することが実態にも即していると考えられる。

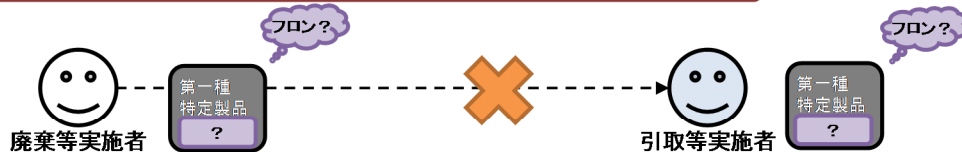
(2) 引取証明書の写しの交付を要しない場合

第一種特定製品の廃棄等を行う場合に、当該第一種特定製品の引渡しに当たって廃棄等実施者が行うべき内容(第45条の2第1項)と当該第一種特定製品を引取等実施者が引取り等を行う際の条件を整理すると、以下の図のとおり。

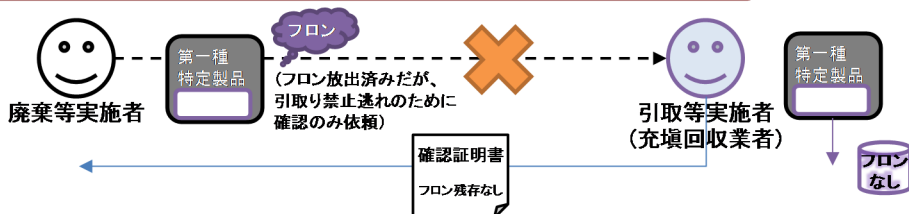


第一種特定製品の引取り等ができない場合

フロンの状況が不明のままに処分・リサイクルを依頼



引取等実施者(充填回収業者)にフロンが残存しない確認を依頼



(図1) 第45条の2の考え方

○引取等実施者が充填回収業者であって、第一種特定製品に充填されているフロン類を引き渡す場合【法定】

引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者であって、廃棄等実施者が、当該廃棄物・リサイクル業者に、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り（回収）の双方を委託する場合である。

この場合には、引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、回収依頼書又は委託確認書のいずれかが交付又は回付されることになる。

○引取等実施者に引渡受託者として、第一種特定製品に充填されているフロン類の充填回収業者への引渡しを委託する場合

廃棄等実施者が、引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に第一種特定製品の処分等と、当該第一種特定製品に充填されているフロン類の充填回収業者への引渡し（回収の仲介）の双方を委託し、当該廃棄物・リサイクル業者がさらに充填回収業者に当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り（回収）を委託する場合である。

この場合には、引渡受託者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、委託確認書が交付されることになる。

○改正法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認し、確認証明書の写しを交付する場合

引取証明書の写しの代わりに、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認証明書の写しを交付する場合である。

この場合には、引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、確認証明書の写しが交付されることになる。

※引取等実施者が充填回収業者であって、改正法第 41 条の規定による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を委託する場合を含まないことについて

引取等実施者が充填回収業者である場合には、第一種特定製品の引渡し及び引取り等に際して引取等実施者に改正法第 41 条の規定による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を委託することを許容した場合、廃棄等実施者又は第一種特定製品の撤去等を担う事業者において意図的にフロン類を放出させたものについて、引取等実施者に引渡しを行うことが可能となってしまう、脱法行為を助長することにつながりかねないことから、認めないこととする。

○都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事が認める者が、都道府県知事が認める者に第一種特定製品を引き渡す場合

上記のいずれにも該当しない場合であって、かつ引取証明書の写しの交付ができないことにやむを得ない事情があり、都道府県知事が認める場合である。引取り等の制限の例外の場合とあわせて、5.において詳述する。

(3) 引取等実施者が第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を行う際の回付方法

- 引取り等を行う引取等実施者が二以上である場合にあつては、引取等実施者ごとに交付すること。
- 第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すまでに交付すること。
- 第一種特定製品の運搬その他第一種特定製品の引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあつては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して交付することができること。

廃棄物処理法の規制により産業廃棄物である第一種特定製品の処分の再委託は原則禁止であるが、一部例外的に一回に限り可能であるため、処分の再委託が行われる可能性があるとともに、第一種特定製品が有価物（金属資源）として譲渡される場合には廃棄物処理法の規制対象外であつて再譲渡の制限がない。このような場合にも、引取証明書の写しが適切に第一種特定製品とともに流通することを確保するためのものである。

回付方法については、廃棄等実施者からの交付方法と同様であるが、建設工事を介することは想定されないため、運搬する者を經由して回付することができることを入念的に規定する。

なお、引取証明書の写しに記載された第一種特定製品の引取等実施者が複数となる場合には、さらに必要部数の写しを作成し、それぞれに回付することが必要である。その際には、引取証明書の写しに記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

(4) 保存期間

- 交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間

引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間としている。

したがって、第一種特定製品の処分の再委託又は再譲渡を行い、引取証明書の写しを回付する場合には、回付するまでの間保存すればよい（さらに写しを作成して保存する必要はなく、交付を受けた引取証明書の写しを回付すればよい。）。

（５）その他留意事項

①「引取り等」の定義について

「引取り等」の定義は「第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け」であり、「廃棄等」の「廃棄すること又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること」に対応するものである。なお、いわゆる「下取り」^{*}も含むものである。

このため、「全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的」としない中古品としての買取りは含まないが、実態上廃棄等されている第一種特定製品について、安易に中古品であるとの抗弁を許さぬよう、当該第一種特定製品の管理状況や点検記録簿の移管状況の確認等、厳格な対処が必要である。

なお、第一種特定製品を有価で買い取る場合において、その時点で中古品として再度販売するのか、金属資源として売却するのかが不明な場合も考えられるが、このような場合には、当該買取りを行った者が、中古品か金属資源かの判断を行う権限を有しており、買取りの後、金属資源として売却することを意思決定した時点から、廃棄等実施者に該当する（買取りの後、金属資源として売却するまでの間は、管理者としての管理責任も負う。）。

^{*}下取り：新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為。

②「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」の範囲について

第一種特定製品には業務用冷蔵庫などの一体型の機器と業務用エアコンなど室外機と室内機が別置型の機器が存在する。機器の使用時においては、別置型の機器についても、室内機も含めた一体の設備として機能しているものであって一体として管理しているものであるが、廃棄等及び引取り等の際には、室外機と室内機が別々に処理されることもありうる。このような場合には、「引取り等」の際の規制の対象となる「第一種特定製品」については、冷媒の保有機構を有する室外機のみが対象となる。第一種特定製品の数を室外機の台数をもって計上していることと同様である。

また、第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等がされた金属くずは、当然に対象とならない。

5. 引取証明書の写しの交付がない場合等の第一種特定製品の引取り等の禁止 【改正法第 45 条の 2 第 4 項関係】

改正法において、フロン類が充填されていないことを確認した場合、引取証明書の写しの交付等を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならないことになったところ、フロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして引取り等が認められる場合について定める。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号)の改正。

(1) 引取り等を行うことができる場合

○改正法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合【法定】

法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことが確認され、引取等実施者が確認証明書の写しの交付を受けた場合である。

なお、フロン類が充填されていないことの確認は引取り等を行う前に行うものであって、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認の受託と併せて当該第一種特定製品の処分等を受託する場合には引取り等を行うことはできず、引取り等を行うことができるのはあくまで確認証明書の写しの交付を受けた場合である。

○改正法第 45 条の 2 の規定により引取証明書の写しの交付を受けた場合【法令】

法第 45 条の 2 の規定により引取等実施者が引取証明書の写しの交付又は回付を受けた場合である。

なお、この場合において、引取証明書の写しに記載されている回収台数と実際に引取り等を行う台数が一致している、又は分割して引取り等がなされる場合には、引取証明書の写しに記載されている回収台数が実際に引取り等を行う台数に対して不足しないことを確認することが必要である。

○引取等実施者が充填回収業者であって、第一種特定製品に充填されているフロン類を引き取る場合

引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者であって、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り(回収)の双方を受託する場合である。

この場合には、引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、回収依頼書又は委託確認書のいずれかが交付又は回付されることになる。

○引取等実施者が引渡受託者として、第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの委託を受けた場合

引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の充填回収業者への引渡し（回収の仲介）の双方を受託し、当該廃棄物・リサイクル業者等がさらに充填回収業者に当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り（回収）の委託を行う場合である。

この場合には、引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、委託確認書が交付されることになる。

○都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事が認める者から、都道府県知事が認める者が第一種特定製品の引取り等を行う場合

上記のいずれにも該当しない場合であって、かつ引取証明書の写しの交付ができないことにやむを得ない事情があり、都道府県知事が認める場合である。なお、この場合においても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が残存しないことの確認の手続きを行うことを妨げるものではない。

具体的には以下の場合が想定される。なお、これらに該当する場合について一律に規定、対象外とすることは困難であってかつ不適切であることから、個別事案について、都道府県知事が認めるという手続きを経ることが必要である。

さらに、改正法施行までの間に標準的な手続きやその際に用いる書面の書式等の例を定め、都道府県知事に通知をすることで、実際の運用が円滑に行われるようにすることが重要である。

✓ 廃棄等実施者が法第 45 条第 4 項に基づく報告をした場合

廃棄等実施者が廃棄等に際してフロン類の引渡し又はその委託手続きを行ったにも関わらず、引取証明書の交付又は送付を適正に受けなかった場合には、法第 45 条第 4 項に基づき都道府県知事に報告をすることとしている。

この場合には、第一種特定製品自体も廃棄等実施者の手元がないことが多いと考えられるものの、例えば第一種特定製品の撤去とフロン類の回収を依頼した業者がその完了前に第一種特定製品を残して失踪等をしてしまった場合など、残された第一種特定製品の処理を廃棄等実施者が改めて行わざるを得ない場合も想定される。

このような場合、当該第一種特定製品にフロン類が残存しているときは法定の手続を経て適法にフロン類の引渡しを行う必要がある。一方、フロン類が残存していない蓋然性が高いときには、廃棄等実施者が法第 41 条の規定による確認を受けて法定の手続を経ることも可能であるが、一定の監督責任を有するとしても直接的な責任を有しない廃棄等実施者に二重に負担を強いることは酷であることから、充填回収業者である引取等実施者に改正法第 41 条の規定による確認を含めて引取り等を依頼する旨の書面、又は大きな破損等がみられおおよそフロン類が残存しているとは考えられない場合であってそれを確認できる写真等を報告に添付して申し出ること、都道府県知事が個別に引取り等を認めることが考えられる。

✓ **土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合等**

不法投棄された第一種特定製品について、土地の清潔保持努力義務に従い、不法投棄された土地の所有者や管理者が当該第一種特定製品を委託処理する場合や不法投棄された廃棄物の処理を地方公共団体が代執行により処理する場合がある。

この場合において、当該土地所有者等は本来の排出事業者責任を負う者ではないことから、その負担が過度とならないように配慮する必要がある。

そのため、当該土地所有者等が、充填回収業者である引取等実施者にフロン類の引取り及び法第 41 条の規定による確認を含めて引取り等を依頼する旨の書面、又は大きな破損等が見られ、おおよそフロン類が残存しているとは考えられない場合では、それを確認できる写真等を添えて申し出ること、都道府県知事が個別に引取り等を認めることが考えられる。

ただし、土地所有者が不法投棄された廃棄物を処理する場合にあっては、当該土地所有者の土地の管理方法に起因するなど一定の責任を有していること、当該廃棄物を処理することによって当該土地が利用できるようになるなど、土地所有者の利益につながるものであることから、第一種特定製品及びフロン類について特例的な扱いを認めるだけの生活環境保全上の緊急性・必要性があるのか、慎重に判断する必要がある。

✓ **非常災害により発生した災害廃棄物として処理する場合**

非常災害により発生した災害廃棄物については、その円滑・迅速な処理が求められる一方で、これまでの災害においても、フロン類を使用する機器については、可能な限りフロン類の回収を行うよう努めてきたところ、災害廃棄物を一律に適用除外とするのではなく、可能な限りフロン類を回収する措置を講ずることが適切である。

災害廃棄物は発災後に必要に応じて市町村が設ける仮置場に集積されることとなる。仮置場への集積は、生活環境から緊急的に災害廃棄物を撤去するために行われるものであって、第一種特定製品の引取り等に該当しない。

市町村等から災害廃棄物として第一種特定製品の処分等を受託した者は引取等実施者に該当することになるが、市町村等が第一種特定製品を特定しあらかじめフロン類の引渡しの契約等を行うことは困難である。このため、充填回収業者登録を有する廃棄物処理業者にフロン類の引取り及び法第 41 条の規定による確認を含めて処分を委託する場合や、仮置場単位で一括して充填回収業者に法第 41 条の規定による確認を委託して廃棄物処理業者に第一種特定製品が搬出されるに当たりその確認が行われる場合等には、引取り等を行えるようにすることが妥当と考えられる。

なお、地震、津波、水害等により、原型をとどめないほど損壊したものについては、第一種特定製品の形状・機構を保っているものとは言えないため、これらは第一種特定製品ではないと解することが適当と考えられる。

また、災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合に限っては、引取り等を行う者（市町村等が処分を委託する者）を発災直後にすべて特定することは困難なことから、個別の事業者名に限らず、一定の要件を満たす者を「都道府県知事が認める者」とする等の運用も認めることが必要である。

これらを踏まえ、災害廃棄物については、その円滑・迅速な処理のため地方公共団体の事務負担等を可能な限り軽減する手続きとする必要がある。

(2) その他留意事項

① 第一種特定製品の考え方について

「4(5)②「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」の範囲について」と同様、別置型の機器については、室外機を対象とする。また、第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等がされた金属くずは対象とはならない。

② 第一種特定製品と判別できないときの考え方について

引取等実施者による引取り等の制限の違反については、例えば、解体工事業者がフロン類のみだり放出をした上で、さらにその隠蔽のために当該第一種特定製品を破壊して、第一種特定製品と判別できなくすることにより引取り等の制限を逃れることは極めて悪質な行為であるとともに、通常第一種特定製品には冷媒としてのフロン類に加え冷凍機油も含まれていることを考えれば、当該解体工事現場において冷凍機油を飛散・流出させるなど生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある処理を行っていること等も想定される。

このような悪質な脱法行為を防ぐため、都道府県が指導監督を行うに当たっては以下の点に留意することが必要である。

- ・業務用ビル等第一種特定製品が設置されている蓋然性の高い解体工事案件について、適切な処理がされていることを確認できる書面が保存されているか。特に、不自然な点がある場合には、当該工事の発注者にも確認の上で、適正な処理がされているか。
- ・建築物等の解体工事現場において、不自然に保管されている第一種特定製品や破壊・解体された第一種特定製品の残骸がないか。
- ・引取等実施者の中間処理・リサイクル工場において、当該工場の中間処理・破碎施設等において処理したとは考えられない状態の第一種特定製品の残骸等があった場合に、当該残骸の搬入元がどこか、搬入元において適切な処理がなされているか。

※引取等実施者においても、破碎・前処理等を行う廃棄物・リサイクル業者以外の者から第一種特定製品の残骸と思われる金属くずを受け入れた場合など不自然な点がある場合には、都道府県に通報することが望まれる。

また、たとえば、大量の金属資源が搬入される場合において、その中に第一種特定製品が含まれているとは思われない状態で様々な機械類や金属類が一体不可分に混在して搬入されたものについて、それをすべて分別して第一種特定製品が含まれていないかの確認をさせるような過剰な対応とならないようにしつつ、脱法行為の防止も含め、厳格な対応が必要である。

6. 充填量及び回収量の記録等【法第 47 条関係】

改正法において、充填回収業者の行う業務として、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認が追加されたことから、充填回収業者の記録等の事項に追加する。

あわせて、都道府県知事から主務大臣への通知の様式において、「エアコンディショナー」及び「冷凍冷蔵機器」の区分を設ける。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号)の改正。

(1) 記録事項

充填回収業者が作成する記録に以下の事項を追加する。

- 改正法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

なお、この際、第一種特定製品に表示されている冷媒種ごとに記録することも考えられるが、当該冷媒が実際に回収されているわけではないことも踏まえれば、すべての冷媒種をまとめて記録することで足りることとする。

(2) 都道府県知事への報告事項

充填回収業者が行う都道府県知事への報告事項に以下の事項を追加し、様式第 3 を改正する。

- 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第 41 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行う場合における確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数

(3) 主務大臣への通知事項

都道府県知事が行う主務大臣(環境大臣又は経済産業大臣)への通知事項に確認をした台数を追加し、また、第一種特定製品の種類として「エアコンディショナー」及び「冷凍冷蔵機器」の区分を設け、様式第 4 を改正する。

第一種特定製品の種類については、従来法定事項とはせずに、任意で報告を求め集計してきたが、多くの都道府県において報告をいただいていること、法定報告と任意報告の双方を行うことで 2 重の作業が発生していることを踏まえ、法定事項とする。

7. 報告徴収及び立入検査【改正法第91条及び第92条関係】

報告徴収及び立入検査の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者並びにこれらの者の事務所その他関係する場所が追加されたところ、報告徴収及び立入検査の実施主体及び対象について定める。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)の改正。

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)の改正。

(1) 実施主体(施行令)

都道府県知事

(2) 対象(施行令)

○特定解体工事元請業者、特定解体工事元請業者の事務所又は事業所、解体工事に係る建築物その他工作物及び解体工事の場所

○第一種特定製品引取等実施者、第一種特定製品引取等実施者の事務所又は事業所、第一種特定製品の引取り等を行う場所

※上記の改正に合わせて、現行規定も含めて整理を行う。

(3) 身分証明書(施行規則)

身分証明書様式裏面の抜粋条文を改正法の規定に改正する。

8. その他

- (1) 第一種特定製品の廃棄等の際のフロン類の引渡しに係る書面（行程管理票）（改正法第 43 条及び第 45 条）、再生証明書（改正法第 59 条）及び破壊証明書（改正法第 71 条）の交付又は送付等の規定ぶりについて修正を行ったところ、対応して規定ぶりを修正する。
- (2) 施行規則第 49 条に規定しているフロン類を再生業者又は破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者（いわゆる「省令 49 条認定業者」）の要件について、他のフロン類を取り扱う事業者の規定されているフロン類の運搬基準の遵守及び記録閲覧への対応について規定する。
- (3) 特定製品の表示として施行規則第 94 条に規定する事項について、第一種特定製品に表示すべき事項として、「フロン類を回収しないと当該第一種特定製品の引取り等が禁止されている旨」を追加する。
- (4) 改正法により保存等が追加された建築物等の解体工事における事前確認書面（法第 41 条関係）及び引取等実施者に交付する引取証明書の写し（法第 45 条の 2 関係）等について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 19 年経済産業省・環境省令第 8 号）の対象に追加する。あわせて、施行規則第 49 条に基づき都道府県知事が認める者が保存等する記録についても、対象に追加する。